

平成19年5月16日

お得意様各位

株式会社タテムラ  
システムサービス課  
福生市牛浜104

## DV9000 法人税申告書及び減価償却・事業概況書プログラムの更新のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお取引を賜り誠にありがとうございます。

さて、平成19年4月1日以後開始事業年度の法人税申告書において別表16-1、別表16-2が新様式となりました。又、他の別表においても様式・計算が変更になっております。

又、減価償却においては250%定率法及び新定額法となり、従来償却率と異なっております。更に、事業概況書においても様式が変更になっております。改正に伴い、弊社におきましても各申告書プログラムを改正致しました。

つきましては、案内資料をご参照の上、ご注文下さいますようお願い申し上げます。

敬具

受注締切日	5月31日
プログラム発送日	6月13日頃発送予定

※5月31日以降のご注文につきましては、上記の発送完了後、順次発送致します。

※発送予定日は、プログラムの完成状況により変更する場合があります。  
変更があった場合は追ってご連絡致しますので、弊社案内にご注意下さい。

※先日ご案内した通り、平成19年度相続税（改正がある場合-8月頃）プログラムサポートを、平成20年3月末を持ちましてハードサポート・電話サポートを終了させていただきます。

### 送付資料目次

- ・ 法人税申告書プログラム変更内容 . . . . . 1～4
- ・ 減価償却プログラム変更内容 . . . . . 5～7
- ・ 事業概況書プログラム変更内容 . . . . . 8
  
- ・ プログラム注文書

### 送付内容のお問い合わせ先

送付内容に関するお問い合わせにつきましては、サービス課までご連絡下さいますようお願いいたします。

尚、保守にご加入のお客様はフリーダイヤルをご利用下さい。

TEL 042-553-5311 (AM10:00-12:00 PM1:00-3:30)

FAX 042-553-9901

以上

平成19年分 法人税申告書プログラムにおいて、下記の内容で変更を行います。

## 1. 各表の改正内容 (白紙法人税申告書・ワープロ版法人税申告書 共通)

別表十六(一)、十六(二)については250%定率法、新定額法の為、様式が全面的に変更になります。

別表十六(一) 平成十九年四月一以後終了事業年度又は連結事業年度分

別表十六(一)

別表十六(二) 平成十九年四月一以後終了事業年度又は連結事業年度分

別表十六(二)

表種	変更内容									
別表一(一)	<ul style="list-style-type: none"> <li> <table border="1"> <tr> <td>同非区分</td> <td>特 定 同 族 会 社</td> <td>同 族 会 社</td> <td>非 同 族 の 同 族 会 社</td> <td>非 同 族 会 社</td> </tr> </table>                     →                     <table border="1"> <tr> <td>同非区分</td> <td>特 定 同 族 会 社</td> <td>同 族 会 社</td> <td>非 同 族 会 社</td> </tr> </table> </li> <li>8 課税留保金額 (別表三(一)「33」) → (別表三(一)「32」)</li> <li>9 同上に対する税額 (別表三(一)「41」) → (別表三(一)「40」)</li> </ul>	同非区分	特 定 同 族 会 社	同 族 会 社	非 同 族 の 同 族 会 社	非 同 族 会 社	同非区分	特 定 同 族 会 社	同 族 会 社	非 同 族 会 社
同非区分	特 定 同 族 会 社	同 族 会 社	非 同 族 の 同 族 会 社	非 同 族 会 社						
同非区分	特 定 同 族 会 社	同 族 会 社	非 同 族 会 社							
別表三(一)	<ul style="list-style-type: none"> <li>15 定額基準額 (1,500万円又は2,000万円) × /12 → 2,000万円 × /12</li> </ul>									

- ・ 27 所得基準額  
(26) × (35%、40%又は50%) → (26) × (40%又は50%)
- ・ 30 前期末の自己資本比率 (29) / (28) → 削除
- ・ 31 自己資本基準額 → 30
- ・ 32 留保控除額  
((14)、(15)、(27)と(31)のうち多い金額)  
↓
- 31 留保控除額  
((14)、(15)、(27)と(30)のうち多い金額)
- ・ 33 課税留保金額 → 32 課税留保金額  
(7) - (32) (7) - (31)
- ・ 34 年3,000万円相当額以下の金額  
((33)又は(3,000万円 × /12)のいずれか少ない金額)  
↓
- 33 年3,000万円相当額以下の金額  
(32)又は(3,000万円 × /12)のいずれか少ない金額)
- ・ 35 年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額  
((33) - (34))又は(1億円 × /12 - (34))のいずれか少ない金額)  
↓
- 34 年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額  
((32) - (33))又は(1億円 × /12 - (33))のいずれか少ない金額)
- ・ 36 年1億円相当額を超える金額 → 35 年1億円相当額を超える金額  
(33) - (34) - (35) (32) - (33) - (34)
- ・ 37 計 (33) → 36 計 (32)  
(34) + (35) + (36) (33) + (34) + (35)
- ・ 38 (34)の10%相当額 → 37 (33)の10%相当額
- ・ 39 (35)の15%相当額 → 38 (34)の15%相当額
- ・ 40 (36)の20%相当額 → 39 (35)の20%相当額
- ・ 41 計 (38) + (39) + (40) → 40 計 (37) + (38) + (39)

別表三(四)

- ・ 7 所得金額若しくは欠損金額又は清算所得金額  
(別表四「38の①」又は別表二十一(二)「1」)  
↓  
(別表四「38の①」又は別表二十(二)「1」)
- ・ 10 基準法人税額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「7」、別表一(三)「2」、  
別表二十一(一)「2」又は別表二十一(二)「2」)  
↓  
(別表一(一)「2」、別表一(二)「7」、別表一(三)「2」、別表二十(一)  
「2」又は別表二十(二)「2」)

別表四	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 27 組合損失額の損金不算入額又は組合損失超過合計額の損金算入額 ↓ 組合等損失額の損金不算入額又は組合等損失超過合計額の損金算入額</li> <li>・ 34 特定目的会社又は投資法人の支払配当の損金算入額 (別表十(七)「12」又は「37」) ↓ 特定目的会社等の支払配当又は特定目的信託等に係る受託法人の 収益の分配の損金参入額 (別表十(七)「12」若しくは「35」又は別表十(八)「7」若しくは「20」)</li> </ul>
別表六(一)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4 投資信託及び特定目的信託の収益の分配 ↓ 集団投資信託(合同運用信託を除く。)の収益の分配</li> <li>・ 公社債の利子等、剰余金の配当、利益の配当及び剰余金の分配又は 投資信託及び特定目的信託の収益の分配に係る控除を受ける所得税 額の計算 ↓ 公社債の利子等、剰余金の配当、利益の配当及び剰余金の分配又は 集団投資信託(合同運用信託を除く)の収益の分配に係る控除を受け る所得税額の計算</li> </ul>
別表八	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 29 受益証券の帳簿価額の 1/2又は4 相当額 ↓ 受益権の帳簿価額の 1/2又は4 相当額</li> </ul>
別表十一(三)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6 当期に取り崩すべき金額 (5) × 1/120又は(5) × 2/10 × 1/12) ↓ (5) × 1/120又は退職給与引当金勘定の残額)</li> </ul>
別表十四(一)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 25 所得減算額 (別表四「21の①」又は(別表四の二付表「12の①」+「27の①」+「29の①」 +「30の①」) ↓</li> <li>・ 25 所得減算額</li> </ul>
別表十四(二)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2 特定公益増進法人及び認定特定非営利活動法人に対する寄附金額 (39の計) ↓ 特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人等に対する寄附金額 (39の計)</li> <li>・ 14 特定公益増進法人及び認定特定非営利活動法人に対する寄附金の 損金算入額 (2)と(9)又は(13)のうち少ない金額) ↓ 特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の 損金算入額 (2)と(9)又は(13)のうち少ない金額)</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定公益増進法人若しくは認定特定非営利活動法人に対する寄附金又は認定特定公益信託に対する支出金の明細</li> </ul> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人若しくは特定地域雇用会社若しくは特定地域雇用等促進法人に対する寄附金又は認定特定公益信託に対する支出金の明細</p>
別表十六(六)	・ 別表十六(五) → 別表十六(六) 表番号変更
別表十六(七)	・ 別表十六(六) → 別表十六(七) 表番号変更
別表十六(八)	・ 別表十六(七) → 別表十六(八) 表番号変更

## 2. 機能変更 及び 追加内容

表 種	変 更 内 容
別表三(一)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">1</span> に内書き欄を追加しました。</li> <li>・ <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">7</span> の計算式を(1) + (2) - (3) - (4) - (6)から (1)本書き - (1)内書き + (2) - (3) - (4) - (6)へ変更しました。</li> </ul>
別表四	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「別表十四(一) <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">37</span>」の金額を <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">8</span> ①へ自動転記するよう機能追加を行いました。</li> </ul>
別表八	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">25</span>~<span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">30</span> の「前期末現在額」「当期末現在額」「計」の金額をz文字(小さい文字)で印字できるよう選択フラグを追加しました。</li> </ul>

平成19年度税制改正により減価償却制度が改正となりました。

新減価償却制度については、下記の通りです。詳しくは国税庁配布の19年度減価償却の改定のあらましを参照して下さい。

- 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産の残存価格が廃止され、耐用年数経過時点に「残存簿価1円」まで償却できるようになりました。  
なお、法人が平成19年3月31日以前に取得をし、かつ、平成19年4月1日以後に事業の用に供した減価償却資産については、4月1日以後取得した資産としてみなして、新減価償却制度を適用することとなります。
- 平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産については、旧定率法、旧定額法と改められ、前事業年度までの各事業年度においてした償却費の累計額が、原則として取得価額の95%相当額まで達している減価償却資産については、その到達した事業年度(平成19年4月1日以後に開始する事業年度に限る)以後において、次の算式により計算した金額を償却限度額として償却を行い、残存簿価1円まで償却できるようになりました。

$$\text{償却限度額} = [\text{取得価額} - (\text{取得価額の95\%相当額} - 1\text{円})] \times \frac{\text{償却を行う事業年度の月数}}{60}$$

- 耐用年数の見直し(耐用年数省令別表第二「機械及び措置の耐用年数表」)

番号	減価償却資産(機械及び装置)	法定耐用年数
172→173	半導体用フォトリソ製造設備	8年→5年
268→268-2	フラットパネルディスプレイ又は フラットパネル用フィルム材料製造設備	10年→5年

※改定後の法定耐用年数は、平成19年4月1日以後に開始する事業年度から適用  
又、20年以降他の資産についても大幅な見直しがされる予定です。

- 新定額法の償却限度の計算方法  
新定額法は、減価償却資産の取得価額に、その償却費が毎年同一となるように当該資産の耐用年数に応じた「定額法の償却率」(耐用年数省令別表第十に規定)を乗じて計算した金額を、各事業年度の償却限度額として償却を行います。  
※定額法の償却率は新法で変わっています。 (後頁耐用年数3年を参照して下さい。)

$$\text{定額法の償却限度額} = (\text{取得価額}) \times (\text{耐用年数省令別表第十の「定額法の償却率」})$$

例) 取得価格1,000,000円、耐用年数10年の償却資産の各年の償却にかかる計算は、次の通りです。

定額法の償却率0.100 各年の償却限度額 1,000,000円×0.100 =100,000円

年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
期首簿価	1,000,000	900,000	800,000	700,000	600,000	500,000	400,000	300,000	200,000	100,000
償却限度	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	99,999
期末簿価	900,000	800,000	700,000	600,000	500,000	400,000	300,000	200,000	100,000	1

※10年目における計算上の償却限度額は100,000円ですが、残存簿価が1円になりますので、結果として実際の償却限度額は99,999円になります。

- ・新たな定率法の導入によって、定額法の償却率の原則2.5倍に設定された「定率法の償却率」（耐用年数表別表第十に規定）が適用されることになりました。  
 ※耐用年数省令別表第十…「別表第十 平成19年4月1日以降に取得をされた減価償却資産の償却率、改定償却率及び保証率の表」  
 （※この表によると定額法の償却率も若干変更があります。一次頁参照）

(調整前償却額) ≥ (償却保証額) の場合

$$\text{定率法の償却限度額} = (\text{期首簿価}) \times (\text{耐用年数省令別表第十の「定率法の償却率」})$$

(調整前償却額) ≤ (償却保証額) の場合

$$\text{定率法の償却限度額} = (\text{改定取得価額}) \times (\text{耐用年数省令別表第十の「改定償却率」})$$

例) 取得価格1,000,000円、耐用年数10年の償却資産の各年の償却にかかる計算は、次の通りです。

定率法の償却率0.250 保証率 0.04448 改定償却率 0.334

年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
期首簿価	1,000,000	750,000	562,500	421,875	316,407	237,306	177,980	133,485	88,902	44,319
償却限度	250,000	187,500	140,250	105,468	79,101	59,326	44,495	33,371	25,028	18,771
償却保証額	44,480	44,480	44,480	44,480	44,480	44,480	44,480	44,480	44,480	44,480
改定取得価額 x改定償却率								44,583	44,583	44,318
期末簿価	750,000	562,500	421,875	316,407	237,306	177,980	133,485	88,902	44,319	1

※調整前償却額が償却保証額(取得価額1,000,000円 x 保証率0.04448=44,480円)に満たないこととなる8年目以降の各年は、改定取得価額(133,485円)に改定償却率(0.334)を乗じて計算した金額44,583円が償却限度額となり、10年目において、残存簿価1円まで償却できます(10年目においては残存簿価1円となるために、44,318円が償却限度額になります)。

## ■ 前頁の改正内容により減価償却プログラムの改正内容

- ・新定率法・新定額法は、償却率の項目にフラグ付きで入力自動計算することが可能です。  
 ※但し、定率法改定償却率、保証率の自動計算を行うことは現状のシステムにおいては限界がありますので、改定償却率・改定期首簿価・保証率は手入力して頂きます。
- ・月数が手入力可能となります。
- ・旧定率法・旧定額法・均等償却・一括償却は従来のシステムのまま作業できます。  
 また、旧定率法・旧定額法の95%償却限度に達した減価償却資産は5年均等償却をフラグを入力することにより自動計算します。

## お知らせ

LXシステムにおいては、19年確定申告時期までに、減価償却システムを見直し、作り変える予定でいます。  
 ※従来から要望のあった摘要手入力及び、改定償却率・保証率等を自動的に計算するよう対応する予定です。

※DV9000の開発については先日ご案内した通り、システム開発の限界から、平成19年相続税(改正がある場合-8月頃)を持って終了致します。







## DV9000プログラム注文書

(保守会員様用) 07.05

(税込金額)

## ■ 法人税申告書プログラム

(白紙法人税・ワープロ版法人税セット・地方税申告書・年度更新)

機種	更新枚数	2台目枚数
DV	42,000	5,250
DV端末対応	52,500	5,250

## ■ 減価償却プログラム

機種	更新枚数	2台目枚数
DV	31,500	5,250
DV端末対応	42,000	5,250

## ■ 事業概況説明書プログラム

機種	更新枚数	2台目枚数
DV	15,750	5,250
DV端末対応	26,250	5,250

※親機1台に対して1枚の転送フロッピーが必要です。

※端末とは、DV本体に接続されているWindows端末機のことです。  
端末機が接続されている場合は、端末対応の価格となりますので  
ご注意ください。

お申し込み金額合計 円

お申し込み日 年 月 日

御社名

ご担当名

御住所

ご注文FAX 042-553-9901

## DV9000プログラム注文書

(一般販売価格) 07.05

(税込金額)

## ■ 法人税申告書プログラム

(白紙法人税・ワープロ版法人税セット・地方税申告書・年度更新)

機種	更新枚数	2台目枚数
DV	63,000	15,750
DV端末対応	73,500	15,750

## ■ 減価償却プログラム

機種	更新枚数	2台目枚数
DV	52,500	15,750
DV端末対応	63,000	15,750

## ■ 事業概況説明書プログラム

機種	更新枚数	2台目枚数
DV	26,250	15,750
DV端末対応	36,750	15,750

※親機1台に対して1枚の転送フロッピーが必要です。

※端末とは、DV本体に接続されているWindows端末機のことです。  
端末機が接続されている場合は、端末対応の価格となりますので  
ご注意ください。

お申し込み金額合計 円

お申し込み日 年 月 日

御社名

ご担当名

御住所

ご注文FAX 042-553-9901